

# 定 款

2003年 8月 8日 施行  
2004年 8月 3日 改訂  
2005年 4月 20日 改訂  
2006年 6月 29日 改訂  
2007年 2月 6日 改訂  
2008年 6月 25日 改訂  
2009年 6月 23日 改訂  
2010年 1月 6日 改訂  
2010年 6月 25日 改訂  
2011年 9月 26日 改訂  
2012年 4月 1日 改訂  
2014年 4月 1日 改訂  
2014年 6月 24日 改訂  
2015年 6月 23日 改訂  
2016年 7月 1日 改訂  
2020年 6月 29日 改訂  
2021年 6月 29日 改訂  
2022年 6月 29日 改訂

# 定 款

株式会社 FRONTEO

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、株式会社 FRONTEO と称し、英文では、FRONTEO, Inc. と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) フォレンジック（科学捜査支援）製品の販売、保守および輸出入
- (2) フォレンジック（科学捜査支援）技術を用いた製品の開発、製造、販売、保守および輸出入
- (3) 科学捜査の請負
- (4) 科学捜査に関する調査、研究、教育、訓練、指導、助言およびコンサルティング
- (5) ディスカバリ等国際訴訟支援関連製品の開発、製造、販売、保守および輸出入
- (6) ディスカバリ等国際訴訟支援サービス
- (7) 情報資産管理支援サービス
- (8) 戰略予防法務支援サービス
- (9) 臨床試験、検査、診断、予測等の医療分野等における支援サービス
- (10) 医療機器製品の開発、製造、販売、保守、管理
- (11) 情報解析技術を用いた製品の開発、製造、販売、保守および輸出入ならびにサービス提供
- (12) コンピュータシステムおよびソフトウェアによる企画、立案、開発、支援および技術提供ならびに関連製品の製造、販売、保守および輸出入
- (13) 前各号に付帯する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

#### 第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

#### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 株式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、7200万株とする。

#### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規則）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

第13条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

## 第19条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

## 第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

## 第21条（取締役の選任および解任）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

## 第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## 第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

## 第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

## 第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

## 第29条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第31条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第32条（監査役および監査役会の設置）

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

### 第33条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

### 第34条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業

年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

#### 第36条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第37条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第38条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第39条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

#### 第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第41条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第42条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第43条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第44条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第45条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計算

### 第46条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第47条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記

録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

#### 第48条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

#### 第49条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。